

沼田訪問看護ステーション 運営規定

(介護予防)

(事業の目的)

第1条 医療法人大誠会が開設する沼田訪問看護ステーション(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護の事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師、作業療法士等が医師の指示の下に老人その他看護を必要とする者、要介護等の家庭での療養生活を適切に支援し、心身の機能の維持回復を図ると共に、その生活の質の確に資しその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう支援を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る事を以て目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所は地域との結びつきを重視すると共に、利根沼田医師会在宅ケア対策専門委員会(以下「委員会」という)の監督のもと、他の保険、医療、福祉サービス、又は介護支援専門員と密接な連携を図った運営を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 沼田訪問看護ステーション
2. 所在地 群馬県沼田市久屋原町 345 番地 1
3. 電話番号 0278-22-0267
FAX 番号 0278-22-8405

(職員の職種、員数)

第4条 当施設の職員の職種、員数は次のとおりとする。必要職については、法令の定めるところによる。

1. 管理者兼看護師 1名
2. 看護職員 常勤換算方法により 5.8 上
3. 理学療法士等 常勤換算方法により 2.77 以上

(職員の職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者
管理者は、事業所従業員及管理及び介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整

3. サービス提供にあたっては、医師の指示及び計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
4. 職員は、サービス提供にあたり、懇切丁寧に行うものとし、利用者及び家族に対し指導・説明を行う。また、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境を的確に判断し、利用者に適切なサービスを行う。
5. 職員は介護予防訪問看護報告書を作成し、訪問日、提供した看護内容等を記載すると共に、当該主治医に提供する。

(利用料その他費用の額)

第10条 介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合の額とする。

費用の徴収にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に説明を行い、同意を得ておくものとする。

(緊急時における対応)

第11条 介護予防訪問看護の提供を行っている時に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行うと共に必要な措置をとる。

事業者は営業時間外でも利用者の緊急時に対応できるよう、各事業所との連携を密にしなければならない。

(秘密保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また従業者でなくなった後においても同様とする。

(指示及び掲示)

第13条 事業所は、見やすい場所に運営規定の概要及び職員の勤務体制を掲示すると共にこれらを記入した文書を事前に利用者又はその家族に交付しなければならない。

(苦情処理)

第14条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口を設置し、必要な措置を取る。

この規定は令和 2年 5月 1日より施行する。

この規定は令和 2年 10月10日より施行する。

この規定は令和 4年 5月 1日より施行する。

この規定は令和 5年 7月 25日より施行する。

この規定は令和 5年 11月 27日より施行する。